



みのる法律事務所便り  
第 2 5 3 号  
平成 2 3 年 5 月

みのる法律事務所  
弁護士 千田 實  
〒 021-0853



岩手県一関市字相去 57 番地 5  
TEL : 0191-23-8960  
FAX : 0191-23-8950



みのる法律事務所

<http://www.minoru-law.com/>

✉ [minoru@minoru-law.com](mailto:minoru@minoru-law.com)

## 続けるべきか、整理すべきか ～ 津波で流された会社 ～



3月11日の東日本大震災の大津波で、三陸地方沿岸部においては、多くの会社や工場が流されました。社長など経営のトップが津波にさらわれ、亡くなったり、行方不明となっている方も大勢います。

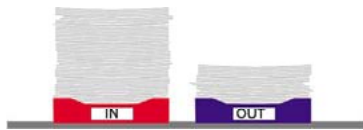
私は宮城県気仙沼市で16年間、開業していました。生まれは岩手県釜石市です。三陸沿岸部には、身内、友人、知人、クライアントが大勢います。事件依頼の半分以上は、三陸沿岸部の人達です。大津波で流された会社や身内を亡くした方の関係者が、連日相談のため事務所を訪れています。

三陸沿岸部の皆様からは、新鮮な海の幸をご恵贈戴いておりました。「これほど新鮮なホヤはない」と、いつも感銘していたホヤを季節になると必ず送ってくれる魚介加工会社の社長さんは、津波にさらわれ、未だ行方不明です。捕れたばかりの超特大な鱈などを漁船から直送してくれる漁師さんは、助かったようでホッとしています。情報が全くなく気がかりだった漁師さんは、情報の代わりに16匹ものキンキを送ってくれました。「無事だったんだ」と無事を確認し、安心しました。

いなべん・千田實の著作は、下記書店にて好評発売中です。

●宮脇書店気仙沼 TEL:0226-21-4800 FAX:0226-21-3010  
●amazon.co.jp® <http://www.amazon.co.jp/>





このような方が沢山おられる三陸沿岸部の津波には、心を痛めました。少しでも恩返しをしたいという気持ちで一杯です。こんなときこそ、商売を離れ、「お役に立ちたい」と心底から考えています。そうしなければ、人間とは言えない気がするのです。

相談内容はいろいろです。身内を亡くした方の相談では、相続問題が多いのは当然です。民法では、プラス遺産よりもマイナス遺産の方が多いような場合には、相続放棄ができることになっています。相続放棄は、相続開始を知った時から3か月以内に裁判所に申し立てなければならぬことになっています。しかし、今回のように大津波でさらわれてしまった人の遺産が、プラスが多いか、マイナスが多いかなどということは、容易にはわかりません。3か月の期間で相続放棄するかしないか結論を出さなければならぬとするのは、無理がある気がします。

日本弁護士連合会は、「相続放棄の期間を来年3月まで延ばすべきだ」との意見書を立法機関である国会に出すとのことですが、的を射た提言だと思います。ただ、現行法でも、3か月の期間は、利害関係人の請求によって、家庭裁判所において伸長することができることになっていますので、今回の大津波によるケースなどにおいては、相続放棄の期間の伸長は認められることが多いと思われます。どうすれば伸長が認められるかについては、ご相談下さい。

弔慰金<sup>ちょういきん</sup>や義援金の問題もあります。弔慰金や義援金については、法的問題はなないように思われますが、離婚等との絡みで身分関係が複雑になっており、「誰が受取人となるべきか」などという問題は意外と多くあります。

借地借家の問題もあります。「借地の上に建物を建てて住んでいたが、建物が流されてしまった。借地権はどうなるのか」とか、「貸主の方から、『家を流されてしまったので、貸地に建物を建てたいので返してほしい』と言われた。返さなければならぬのか」等々、問題は尽きません。

そんな中でも最も多い問題は、「会社や工場が流されてしまったが、これまでの会社の経営を続けるべきか、整理すべきか」という問題です。

結論を先に言うてしまう形になりますが、これまで相談にみえた方のほとんどは、「一旦会社を整理した方がよい」と思われるケースでした。資料を十分に精査した上での結論ではないのですが、この判断には誤りはないと確信しています。40年間の弁護士としての実務経験と、これまで少なくとも数百件の会社整理事件を担当したノウハウに基づいての判断ですから、「一旦会社を整理した方がよい」との判断には間違いはないと思います。

「一旦会社を整理した方がよい」と判断した最大の理由は、「二重ローン」となることを避けるべきだということと、「変化の激しい時代を切り拓く鍵は『捨てる』にある」と確信するからです。

今までやってきた会社をそのまま継続して経営すると、これまでの借金が残ります。これを説明の便宜上、「旧債務」と呼ぶことにします。この旧債務については、住宅ローンについては免除すべきという意見もありますが、会社の債務については、簡単にそれが実現できるとは限りません。これまでの会社経営を続けるとすると、旧債務を引きずることになりそうです。

会社も工場も流されてしまいましたので、新たな工場を造ったり、機械を入れたりしなければなりません。その資金が備蓄されていれば別ですが、そうでない限り、新たな借金が必要となります。これを「新債務」と呼ぶことにします。

これまでの会社経営をそのまま継続すると、「旧債務と新債務の二重の借金を背負ったまま経営しなければならない」こととなります。いわゆる「二重ローン」です。



大津波前に旧債務の支払いも十分にはできず、金利だけ支払って元金の支払いは猶予してもらってきたという会社も多くあります。相談にみえている方のほとんどは、そのような会社です。言葉は悪いのですが、「**自転車操業**」という状態の会社も多いのです。動いているから何とか倒れずにやってきましたが、止まればすぐに倒れてもおかしくない経営状態の会社も多いのです。

元金を払えず、止まれば直ちに倒れそうな会社が、旧債務の上に新債務を抱えて経営することは困難です。**旧債務**の支払さえできなかつた会社が、**新債務**を背負い込んでではやっていけないと考えるのが自然です。極めて単純な発想ですが、**旧債務と新債務の返済をするためには、過去の実績の倍以上の収益がなければならぬ**ということになります。

「親の代から続けてきた事業を、自分の代で整理するのは忍びない」と考えるのも無理からぬことです。「これまで、これしかやったことがない。これを超える以外に、他の道は考えられない」と言う方も大勢います。

これまでの取引先からは、「もう一度やってほしい」と言われます。生き残った従業員からは、「もう一度、一緒にやりましょう」と尻を叩かれます。地元の商工会などからも、「応援するから続けてみたら」などと激励されます。ノウハウや人脈がありますから、「続けたい」という気持ちはわかります。

だが、これまで培ったノウハウや人脈や経験を生かすには、これまでの会社を続ける以外に道はないものでしょうか。私は、**これまでのことは捨てて、まっさらな頭で考えてみるチャンス**だと思います。

ある本には、「**変化の激しい時代を切り拓く鍵は、『捨てる』にあります。捨てるとは、『変わる』ということ。一切を徹底的に捨てて、変えるべきものは大胆に変えてしまうのです。捨てる実践は、新しい経営の道を築いていくために避けて通れ**





ない道であるといえます」と書いてありました。そのとおりだと思います。

司法試験の勉強をしていた当時、指導教官や先輩から「よい答案を書くためには、捨てることが大事だ」と、口が酸っぱくなるほど言われました。「いらぬものを書いては、よい答案にはならない」と言うのです。会社の経営も同じだと思います。いらぬものを抱えては、よい経営はできません。

刑事事件の弁護をしていますと、犯罪に至った理由の一つに、付き合う友達が悪かったというケースが多くありました。そのようなケースにおいては、被告人が更生するためには、そのような交友関係を絶つことの必要性が強調されます。人付き合いも捨てるコツは大事です。悪い交友関係は捨てなければならないものです。

これまでやってきたことでも、この際、捨ててしまった方がよいと思われるものは身の回りにもたくさんあります。会社経営においても、捨ててしまいたいものはたくさんあるはずですが、クレームばかりつけて、あまり儲けさせてくれない取引先とは取引をやめたいのですが、売掛金や買掛金があつてすぐにはやめられません。サボっているくせに経営者に反抗的な態度を取っている従業員を解雇したいのですが、「不当解雇だ」などと言われ、裁判沙汰になるかもしれないと思ひ、解雇もできずにいたりします。これらの取引先や従業員は、捨ててしまいたいものです。

会社経営者として、一番捨てられるものなら捨ててしまいたいものは「借金」です。津波で会社も工場も流されてしまったのですから、この際、借金も一緒に流してしまうことはできないでしょうか。不謹慎な言い方だと叱られるかもしれませんが、平たく言つてしまえば、どうせ流されてしまったのですから、この際「いらぬものも流してしまうチャンス」と捉えてはいかがでしょうか。

取引をやめたい取引先、解雇した従業員、旧債務など、これからの経営に不要なものは、この際捨てた方がいいのです。中でも、旧債務は是非捨ててしまいたいものです。

「旧債務を捨てる」などと言いますが、「そんな都合のいいことができるのだろうか」と疑問に思うのは当然だと思います。

古い話になりますが、鎌倉・室町時代に武士や農民の貧困を救うため、幕府がその借金を帳消しにさせたということがあったようです。この借金や負債を取り消す法令を「徳政令」と呼んでいます。今から700年以上も前に、このような法令がわが国にはあったのです。

古い話はともかく、現代の法律ではどうなっているのでしょうか。旧債務を捨てる方法があるのでしょうか。今回は、そのことを突き詰めていきたいと思えます。

結論から申しますと、現在は皆さんも耳にしたことがあると思いますが、「**破産法**」という法律があって、正当な手続を踏めば旧債務を法的に捨てる道が設けられています。

「**自己破産**」という言葉も耳にしたことがあると思います。借金を抱えている人が、自分から裁判所に「もうこれ以上借金の支払いはできないので、その旨裁判所に宣告してもらいたい」と申し立てをすると、裁判所が調査の上、借金を払える状況ではないと判断すれば、**破産宣告**を出してくれます。個人については、特にずるいことをしていなければ「旧債務は免除する」旨の言い渡しもしてくれます。会社の場合は、破産してしまえばそれで終わりですので、借金の返済も抵当などに取られている物件や保証人には責任追及がありますが、その余の借金はなくなってしまいます。



「会社を整理するためには、どのような方法があるのか」とか、「破産手続とは、具体的にどうするのか」とか、「破産したら、何か不都合なことがあるのか」など疑問が湧いてくると思いますが、それらについては『法律事務所の事務員が答えた本 ～借金問題で悩んでいる方のために～』（ピンクの本）に詳しく書いてあります。事務員が書いたものだけに、難しい法律解釈論ではなく、現実的な問題に端的に答えており、大変わかりやすいと好評です。お読みになりたい方は、弊事務所にお電話でご連絡下さい。すぐに1冊謹呈致します。代金も送料もお気になさらず、ご遠慮なくお申し付け下さい。

それを読んでもなお疑問点がありましたら、お電話をいただければ、電話で答えたり、直接答えたりさせていただきます。

今回は取り急ぎ、「津波で流された会社を続けるべきか、整理すべきか」とお悩みの方に、「やめる道を選んだ方がよい場合が多い」ということをお伝えしたいのです。

これまで培ったノウハウや人脈を生かす方法は、これまでの会社を継続しなくてもできる道があるはずです。個人でやることも可能でしょうし、新会社を立ち上げることも可能です。「どのようにしたら、いらぬものを捨てて、いるものだけを生かして新たな経営ができるか」については、ケース・バイ・ケースですから、詳しい事情を調査しなければ一概に結論を出せませんが、いろいろ事情を聞いているうちに、「このケースならこうすべきだ」ということが浮かんできますので、まずは相談にご来所下さい。

私も、お陰様で退院し、体調も万全です。事務局も経験を踏んで、本を書けるレベルに達しています。ご期待に添えると思います。

皆様のご来所をお待ちしております。お目にかかり、津波の体験談などお聞かせいただければと思います。



## 『大震災・大津波を詠む』



近々、『大震災・大津波を詠む』という駄文を発刊します。その中より今回は、4句を紹介します。

序文をそのまま転載します。この本を発刊する意図がおわかりいただけるのではないかと思います。

\*\*\*\*\*

写真は、文字どおり「真<sup>まこと</sup>を写す」ものです。アルバムを見ていると、昔のことも、あの時のことが手に取るように甦<sup>よみがえ</sup>ってきます。

ただ、写真は心の状態までは写し出してくれません。「あの時は、どういう気持ちだったのか」と思うことがあります。心の状態を写すアルバムはないだろうか考えた結果、「文字によるアルバムを作ってみよう」と考えました。

俳句も短歌も勉強したことはありません。「うるさいルールのない、川柳と狂歌にしてみよう」と考えました。だが、川柳も狂歌も勉強したことは全くありません。ですから、川柳や狂歌も上手に詠<sup>よ</sup>もうなどとは考えません。考えたって詠めるはずがないのです。

文字によるアルバムになるようにと、「あるがまま」、「思ったまま」、詠むことにしました。推敲<sup>すいこう</sup>はできませんし、していません。表現がよくなるように、考えを練って作り直すという





努力はしていません。そうすると、却ってあるがままの状態や思ったことが素直に詠めなくなるのではないかとの思いもあります。また、推敲するだけの能力も時間もないと、諦<sup>あきら</sup>めの気持ちもあります。

大震災、大津波後、週3回、1回4時間ずつの人工透析に入りました。その透析の時間を退屈しないで過ごしたいと思い、『大震災・大津波を詠む』という、文字によるアルバムを作ってみようと考えました。

誰かに読んでもらおうという考えはありません。ただ、自分と自分のごく身近な人のアルバムになってほしいのです。

これを読んでもらう人は、私にとっては極めて身近で、極めて大事な人なのです。そんな方にお読みいただければ、こんな嬉しいことはありません。

平成23年5月20日(69歳誕生日)

あおぞらうきよのすて  
青空浮世乃捨

\*\*\*\*\*

生き死には 紙一重だと 知らされる  
生死を分けた その瞬間<sup>と き</sup>を知り



平成23年5月9日

青空浮世乃捨

妻を亡くした夫、夫を亡くした妻、子を亡くした親、親を亡くした子、孫を亡くした祖父母などが毎日のように事務所に来ています。

その人達の話聞かせてもらおうと、津波にさらわれた人と、かろうじて助かった人とは、紙一重の差だったことを知りました。生きていることは、死と紙一重なのです。いつ死んでも不思議ではないのです。それほど人の命は儂<sup>はかな</sup>いものです。

人の命が儂いものであることは、<sup>おぼろげ</sup>臆気ながら知っていたつもりです。でも、普段は生活に追われ、そんなことは忘れていきます。今回の大津波ほど、人の命が儂いものであることを実感させられたことはありません。

『大震災・大津波を詠む』では、紙一重で生き残った人のお話に基づいて、生と死の境を何句か詠みました。「本当に紙一重だったんだな」ということがわかります。

---

残りも いずれは消える 身であれば  
悔いのなきよう 今を生きねば



平成23年5月9日

青空浮世乃捨

紙一重の差で生き残った人も、いずれは死ぬことになります。これだけは間違いないと定められています。避けられないのです。

そんなことはわかりきったことなのですが、普段はあまり意識していません。

いつもそんなことを考えていては憂鬱ゆううつになってしまいます。ですから、普段は考えない方がよいのです。

だが、大津波で亡くなった人のことを考えますと、死を意識させられます。ほんのわずか前まであんなに元気だった人が、この世から消えてしまったのです。いつ自分が消えても不思議ではないのです。今回ばかりは、誰しもこの世から消え去る身であることを、嫌と言うほど知らされました。一時は落ち込んでしまいました。

だが、今生きていることは間違いのない事実です。生き残ったのです。これから死ぬまで、生きているのです。

「死ぬまでどう生きればよいか」、それが問題です。あれこれ考えました。「悔いのないように今を生きなければならない」という極めて当たり前の結論になりました。

---

悔いのない 生き方求め 思案する  
楽しく生きる ただそれだけぞ



平成23年5月9日

青空浮世乃捨

「悔いのない生き方」とは、どういう生き方だろうか。以前より思案していました。

司法研修所時代の恩師の訃報ふほうが奥様より知らされました。その手紙には、「主

人は、最後に『楽しかった』と言いました」とありました。先生は、人生の達人でした。先生に<sup>ふさわ</sup>相応しい最後の一言です。感動しました。これまでも、「せっかく生かされているのだから、楽しく生きなければ損だ」と考えていました。「そうだ、悔いのない生き方とは、楽しく生きることだ」と、はっきり確信しました。先生は、死の間際まで教えてくれたのです。そう思うと、涙が出ました。

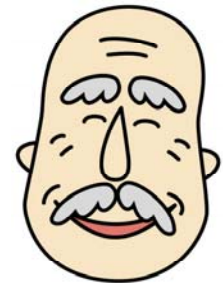
先生、ありがとうございます。

---

笑おうよ      嘘でも笑えば      元気出る

平成23年5月20日

青空浮世乃捨



「笑えば、笑いが笑いを連れてくる」とある本に書いていました。「泣いて過ごすも一生、笑って過ごすも一生、同じ過ごすなら笑って楽しく過ごそう」という話はよく耳にします。そうしたいものです。

「笑う門には福来たる」という<sup>ことわざ</sup>諺は、馴染みのあるものです。「笑いは人の薬」とか「笑う顔に矢立たず」などという諺もあるそうです。前者は「笑いは健康によい」という教えであり、後者は「愛嬌よく笑っている人に対しては、憎しみも溶ける」という教えです。

楽しく生きる具体的な方法は、よく笑うということになります。機嫌がよいときは自然に笑いが出ますが、ピンチの時にも意識して笑うようにすることが楽しく生きるコツだと思います

